

# 青森県報

号外第三十三号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 教育委員会

- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………(文化財保護課) ……一
- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……四
- 地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則……………(職員福利課) ……四
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……五
- 青森県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則を廃止する規則……………(職員福利課) ……五
- 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……六
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令……………(教職員課) ……七
- 青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……七

## 教 育 委 員 会

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第二号

#### 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「博物館登録申請書」の下に「(第一号様式)」を加え、「教育委員会」を「青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「登録要件」を「登録」に改め、同条中「第十二条」を「第十三条第一項」に、「登録要件」を「登録」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「取消にあたり」を「取消しに当たり」に、「行ない、又は学識経験者の意見を徴する」を「行う」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、第二号様式のとおりとする。

第五条の見出し中「登録事項等の」を削り、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等の」を削り、「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届(第三号様式)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七条を削る。

第六条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館廃止届」の下に「(第五号様式)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による定期報告は、博物館運営状況報告書(第四号様式)を教育委員会に提出して行うものとする。

別記様式を削り、附則の次に次の五様式を加える。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

申請者名

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第12条第1項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

- 注 1 博物館法第12条第2項に規定する書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第4条関係)

博 物 館 登 録 原 簿

事項	登録		登録変更	登録変更
	年 月 日	登録番号第 号		
設置者の名称				
設置者の住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

設 置 者 名

博 物 館 登 録 事 項 変 更 届

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

- 注 1 変更の内容が確認できる書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第6条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

設 置 者 名

博 物 館 運 営 状 況 報 告 書

博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

登 録 番 号	
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
学 芸 員 の 人 数	
年 間 開 館 日 数	

- 注 1 博物館の運営の状況が確認できる書類を添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

設置者名

博物館廃止届

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立金木高等学校、深浦校舎、青森県立板柳高等学校、青森県立鶴田高等学校、青森県立十和田西高等学校、青森県立六戸高等学校、青森県立三本木農業高等学校及び青森県立五所川原工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

地方公務員法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則

(産業教育手当支給規則及び定時制通信教育手当支給規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

一 産業教育手当支給規則(昭和三十三年一月青森県教育委員会規則第一号)第一条

二 定時制通信教育手当支給規則(昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七

号) 第二条

(学校職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二条第一項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第一号様式中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(指導改善研修の実施に関する規則の一部改正)

第三条 指導改善研修の実施に関する規則(平成二十年三月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 条件付採用期間中の職員
- 二 臨時的任用職員

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員

四 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員

(青森県費負担教職員等の人事評価に関する規則の一部改正)

第四条 青森県費負担教職員等の人事評価に関する規則(平成二十八年二月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「非常勤講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を「臨時的任用職員」に、「同法」を「地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十七条第五項」を「第三十七條第八項」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十七条中「の小学部及び中学部」及び「、高等部にあつては特別活動及び自立活動」を削る。

第十七条の二中「、分校主事」を削る。

第三十三條第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県教育委員会規則第十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十二号中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

第三条第一項第十号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

第四条第一項中「暇がないと認められる」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に青森県個人情報保護の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第三号）附則第二項の規定による廃止前の青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号。以下「旧条例」という。）第十四条第一項若しくは第二項（旧条例第二十六条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項又は第三十二条第一項の規定による請求がされた場合

における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

青森県教育委員会訓令甲第三号

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。  
別表第二の(3)中金木高等学校の項、木造高等学校深浦校舎の項、板柳高等学校の項、鶴田高等学校の項、十和田西高等学校の項、六戸高等学校の項、三本木農業高等学校の項及び五所川原工業高等学校の項を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

庁内一般  
出先機関  
所轄教育機関

庁内一般  
出先機関  
所轄教育機関



臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表大学卒の項中「二十一号給」を「二十五号給」に、「十七号給」を「二十一号給」に、「十三号給」を「十七号給」に改め、同表短大卒の項中「十一号給」を「十五号給」に、「九号給」を「十三号給」に、「五号給」を「九号給」に改め、同表高校卒の項中「一号給」を「五号給」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十五条第一項第三号中「第二条第一号（免許状更新講習の受講に係る職務に専念する義務の免除に関する）に限る。」及び第二号を「第二条第二号」に改める。  
様式第十三号から様式第十五号までを次のように改める。

様式第13号から様式第15号まで 別添

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び分校主事」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般

各 出 先 機 関

所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「学校教育課特別支援教育推進室長」の下に「及びスポーツ健康課競技力向上対策室長」を加える。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第二十二号中「青森県個人情報保護条例

(平成十年十二月青森県条例第五十七号)を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同表職員福利課の項課長専決事項の欄第三号中「職員き章」を「職員記章」に改め、同表学校教育課の項課長専決事項の欄第十四号中「(免許状更新講習の受講に係る職務に専念する義務の免除に関することを除く。及び)」を「並びに」に改め、同欄第十六号中「任期付、臨時若しくは非常勤の教職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。又は)」を「任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び」に改め、「任免」の下に「並びに特別職の職員の委嘱及び解嘱(別表第七第五号に掲げる事務を除く。)」を加え、同表教職員課の項課長専決事項の欄第一号中「並びに更新」を削り、同欄第十号中「(免許状更新講習の受講に係る職務に専念する義務の免除に関することを除く。及び)」を「並びに」に改め、同欄第十三号中「任期付、臨時若しくは非常勤の教職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。又は)」を「任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び」に改め、「任免」の下に「並びに特別職の職員の委嘱及び解嘱(別表第七第五号に掲げる事務を除く。)」を加える。

別表第三所長専決事項の欄第二号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同欄第九号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第十六条第一項」を「第八十二条第二項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

別表第四教育機関共通の項第十四号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

別表第七第七号中「青森県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「第十六条第一項」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第八十条」に、「同条第三項」を「第八十二条第二項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同号ハ中「第三十五条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円